

岡山県ミニバスケットボール連盟香料規定

第1条 この規定は、役員に弔事があったときの香料についての基準等について定めることを目的とする。

第2条 香料は、次の基準による。

- (1) 本人の死亡
 - ・ 10,000円
 - ・ 弔電
 - ・ 花輪または、生花
- (2) 配偶者及び父母・子の死亡
 - ・ 5,000円
 - ・ 弔電
- (3) 元役員の死亡は、会長と理事長が別途協議し、常任理事会で事後報告するものとする。

第3条 財源は、本連盟経費をもってこれに充てる。

第4条 この規定は、常任理事会出席者の過半数の賛成により変更できる。

付則

この規定は平成18年9月3日より施行する。

付加説明

○ 役員とは、岡山県ミニバスケットボール連盟規約第8条の役員のことをいう。